

枕崎市市民会館使用料(市内利用者)

枕崎市・南さつま市・南九州市

令和5年4月1日～

10%の時

			8時30分 ～12時		12時 ～17時		17時 ～22時		8時30分 ～17時		12時 ～22時		8時30分 ～22時	
			規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増
ホ ー ル	入場料を徴収 しない場合	平 日	7,480		10,720		16,060		18,200		26,780		34,260	
		土・日・祝日	8,960		12,870		19,300		21,830		32,170		41,130	
	入場料を徴収 する場合	平 日	15,010		21,450		32,170		36,460		53,620		68,630	
		土・日・祝日	17,980		25,740		38,610		43,720		64,350		82,330	
第1会議室・和室・ホワイエ			1,040	1,560	1,480	2,220	2,200	3,300	2,520	3,780	3,680	5,520	4,720	7,080
第2会議室・第5会議室			550	820	820	1,230	1,260	1,890	1,370	2,050	2,080	3,120	2,630	3,940
第3会議室・第4会議室			440	660	600	900	930	1,390	1,040	1,560	1,530	2,290	1,970	2,950
楽 屋 控 室			880	1,320	1,260	1,890	1,920	2,880	2,140	3,210	3,180	4,770	4,060	6,090

○練習又は準備等のため、舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる大ホール使用料(入場料を徴収しない場合)の**3割に相当する額**とする。ただし、開館時間外においての使用料は、1時間2,200円とする。

○使用許可の変更を受けて**使用時間を延長**しようとするときは、**1時間以内**に限ることとし、その使用料は当該使用時間の**使用料の2割相当額**とする。

冷暖房装置使用料

	冷 房			暖 房		
	大ホール	第1・ 和室	左記以外	大ホール	第1・ 和室	左記以外
1時間の使用	4,290	620	310	5,760	830	410
加算額(1時間につき)	2,930	410	210	3,450	410	210

器具使用料時間単位

8時30分	～	12時00分	それぞれ
12時00分	～	17時00分	1回として
17時00分	～	22時00分	徴収

○冷暖房使用時間に**1時間未満の端数があるときは1時間とみなし**、その使用料は1時間当たりの加算額とする。ただし、その端数が**30分を超えないときは30分とみなし**、1時間当たりの**加算額の2分の1の額**とする。

○この表の規定に基づき算定した使用料の額に**10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる**。